

令和3年度新規就農者等育成研修(実践研修) 受講者募集要項

兵庫県内で新たに就農を希望する者に対して、兵庫県立農業大学校（以下、「農業大学校」という。）の施設等を活用して、農業経営者としての実践力を習得させるための、新規就農者等育成研修（実践研修）における研修受講者の募集について定める。

1 募集定員

10名程度（但し、聴講生（※）を含む）

＜※聴講生は、研修生の応募要件を概ね満たし、研修期間通じて週2回程度受講する者、詳しくは、別紙「新規就農者等育成研修の聴講生研修制度について」を参照＞

2 研修期間

令和3年9月1日から令和4年8月31日までの1年間
（開講式：令和3年9月1日(水)）

3 研修生の応募要件

- (1) 兵庫県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね50歳以下の者
- (2) 近い将来、兵庫県内において就農を希望し、かつ、野菜又は花き栽培での就農のプランを持つ者
- (3) 一定以上の農業に関する知識を持ち、兵庫県の平均以上の農業経営（所得）を目指す意欲と実行力を有する者

4 研修方法

- ・研修生自ら研修計画を作成し、農業大学校の研修ハウス（園芸ハウス2棟約500㎡）を利用し、計画に基づき野菜、花きの栽培から販売までスマート農業を実践する。
- ・生産物は研修生に帰属し、自ら販路開拓を行い、販売戦略、経営管理等の農業経営の実践力を高める。
- ・栽培、労務、販売、経費等の記録と結果の検討を行い、就農計画を作成する。
- ・ICT技術を活用し、先進的な農業を実践しているベテラン農家の講義や指導等による支援や就農に向けた進捗報告会を経て、研修終了後の円滑な就農につなげる。

5 研修経費

- ・研修生の自己負担分は、栽培に係る種苗、農薬、肥料、その他資材費（消耗品、個人的に使用する資材や道具類）、暖房機や炭酸ガス発生装置に係る燃料費、通信費（ICT対応ハウスのみ）、出荷・販売経費等、園芸施設共済の掛金等の費用を負担する。
- ・農業大学校の負担分は、貸与するハウスや機械等にかかる光熱水費（暖房機等の燃料費を除く）、維持管理費等である。

6 主な研修許可条件

- ア 研修生は、研修期間中、自己の責任において作物、施設等の管理をすること。
- イ 閉庁日の研修においては、農業機械の使用は認めない。
- ウ 研修期間中におけるけが等は、自己の責任において処理することとし、農業大学校への補償、賠償請求はできないものとする。また、傷害保険に必ず加入しなければならない。
- エ 故意または過失により施設等を損壊した場合は、自己の責任において原状に回復し、又は生じた損害を賠償すること。
- オ 研修期間が終了したとき又は研修許可が取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復すること（ただし、ほ場への投下資材はこの限りとしない。）。
- カ 施設等を第三者に転貸し、又はその使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

7 応募方法

- (1) 募集期間 令和3年5月1日(土)～5月31日(月)
- (2) 申込書類
 - ア 申込書（別紙様式）
 - イ 返信用封筒を同封すること。（応募者の住所、氏名を記入し84円切手を貼付したもの）
- (3) 申込先
兵庫県立農業大学校 研修課
〒679-0104 加西市常吉町1256-4
TEL (0790) 47-2445 FAX (0790) 47-1772

8 選考

受講者選考委員会において、受講者を選考する。